

社会福祉法人 神栖市社会福祉協議会 不当要求行為等の防止に関する規程

平成 21 年 8 月 25 日

神社協規程第 44 号

（目 的）

第 1 条 この規程は、神栖市社会福祉協議会の事務事業に対するあらゆる不当要求及び暴力的不当要求行為（以下「不当要求行為等」という。）に対し、組織的な取組みを行うことにより、当該事案に適切に対処し、もって職員等の安全と事務事業の円滑かつ適正な執行を確保するため、必要な事項を定めるものとする。

（不当要求行為等の定義）

第 2 条 この規程において「不当要求行為等」とは、次に掲げるものをいう。

- （ 1 ）暴力行為等社会常識を逸脱した手段により要求の実現を図る行為
- （ 2 ）正当な理由もなく職員等に面会を強要する行為
- （ 3 ）乱暴な言動により職員等に身の安全の不安を抱かせる行為
- （ 4 ）正当な権利行使を装い、又は社会的相当性を逸脱した手段により機関紙、図書等の購入又は、事務事業計画の変更、事務事業の中止、事務事業に参画若しくは法外な保障等を不当に要求する行為
- （ 5 ）前各号に掲げるもののほか、神栖市社会福祉協議会が事務事業を行っている建物等の保全及び建物等における秩序の維持並びに事務事業の執行に支障を生じさせる行為

（不当要求行為防止対策委員会の設置）

第 3 条 不当要求行為等の防止に関する事項を協議するため、不当要求行為等対策委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（委員会の組織）

第 4 条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長には事務局長を、副委員長には事務局次長をもって充てる。
- 3 委員は、別表に掲げる職にあるものをもって充てる。
- 4 委員長に事故ある時又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

（顧 問）

第 5 条 委員会に顧問を置き、神栖市危機管理監の職にある者をもって充てる。

- 2 顧問は、委員会の要請に応じて出席し、意見を述べることができる。

（会 議）

第 6 条 委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。

- 2 委員長が必要と認める場合は、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

（所掌事務）

第 7 条 委員会は、次の事業を行う。

- （ 1 ）不当要求行為等の実態把握及び対策事項の協議に関すること。

- (2) 関係機関との連絡調整に関すること。
- (3) 不当要求行為等の未然防止及び啓発事業に関すること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、目的を達成するために必要な事項。

(発生時の報告)

第 8 条 職員等は、不当要求行為を受け、又は不当要求行為等に関する事象を知ったときは、直ちに所属長に報告しなければならない。

2 所属長は、所管する業務に関して不当要求行為等が発生し、又はその恐れがあると認めるときは、直ちに必要な措置を講じ、不当要求行為等に関する報告書（様式第 1 号）により委員長に報告しなければならない。この場合において、所属長は、事態が急迫していると認めるときは、直ちに警察等関係機関に通報するものとする。

3 委員長は、前項に規定する報告を受けた場合は、事実関係の調査による実態把握を命じるとともに、必要に応じて委員会を招集し、対応事項等について協議するものとする。

(報告後の措置)

第 9 条 委員長は、前条に規定する報告を受けたときは、その内容を精査の上、警察等の関係機関に通報しなければならない。

(庶 務)

第 10 条 委員会の庶務は、総務グループにおいて処理する。

(補 足)

第 11 条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

- 1 . この規程は、平成 21 年 8 月 25 日から施行する。
- 2 . この規程は、平成 23 年 9 月 1 日から適用する。（改訂第 93 号）
- 3 . この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。（改訂第 128 号）

別表（第 4 条関係）

地域福祉総合相談センター長	福祉活動推進センター長	支所地域福祉推進センター長
---------------	-------------	---------------